

徳島県告示第十七号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和四年一月十四日から施行する。

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中

由岐第一加入区	由岐漁業協同組合の地区のうち美波町志和岐の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型定置漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
---------	-------------------------	--

を

由岐加入区	由岐漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの） 2 小型定置漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
-------	-------------	--

に改め、

同表由岐第二加入区の項を削る。